

制定 平成26年 7月24日
改正 平成28年 3月22日
最終改正 平成29年 3月22日

岡山県森林整備作業成績評定及び通知要領

(目的)

第1条 この要領は、岡山県森林整備作業実施要綱（平成19年12月18日。以下「要綱」という。）に定める森林整備作業（以下「作業」という。）の技術水準の向上、品質の確保及び受注者の育成を図ることを目的として、作業の成績評定（以下「評定」という。）及び評定結果の通知（以下「通知」という。）に関して必要な事項を定める。

(評定の対象)

第2条 評定及び通知は、前条に掲げる作業のうち最終請負金額が100万円以上のものについて行う。ただし、作業の内容により、評定及び通知を行うことが特に必要であると認められる場合には、当該作業を評定及び通知の対象に加えることとする。

(評定者)

第3条 評定を実施する者（以下「評定者」という。）は、監督員、作業担当課長、検査員の3者が行う。ただし、これによりがたい場合は、作業を発注した所属長が別途指定するものとする。

- 2 監督員とは、当該作業について岡山県工事執行規則（昭和48年岡山県規則第61号）第16条第2項の規定により契約担当者から委任を受けた者をいう。
- 3 作業担当課長とは、当該作業を所管する県民局農林水産事業部森林整備課長若しくはこれに相当する職の者をいう。
- 4 検査員とは、岡山県工事検査規程（昭和41年岡山県訓令第16号）第3条の規定による工事の検査を行う者をいう。

(評定の方法)

第4条 評定は、作業の検査又は監督員により確認した事項に基づき、第2条に定める評定対象の作業ごとにしゅん功検査の完了後に実施する。

- 2 作業成績の採点は、別記様式第1「森林整備作業成績採点表」により行うものとする。
- 3 細目別評定点の算出は、別記様式第2「細目別評定点採点表」により行うものとする。
- 4 評定結果は、別記様式第3「森林整備作業成績評定表」（以下「評定表」という。）に記録するものとする。

(評定表の提出等)

第5条 評定者は、評定を実施した後、評定表を遅滞なく県民局長に提出しなければならない。

- 2 県民局長は、前項の規定により評定表の提出を受けたときは、別記様式第4「森林整備作業成績評定結果通知書」により当該評定の結果を速やかに当該作業の受注者（以下「受

注者」という。)に通知する。

(評定の修正等)

第6条 評定者は、前条の規定により評定結果を通知した後において、かしが判明したことで等により、当該評定結果を修正する必要があるときは、速やかにこれを修正し、県民局長に提出するものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(説明の請求)

第7条 第5条及び前条の規定による評定結果の通知を受けた受注者は、県民局長に対して評定点について説明を求めることが出来る。

2 前項の規定による説明の請求は、評定結果の通知を受け取った日から起算して14日(岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)以内に書面により行わなければならない。

3 前項の規定による書面の提出先は、作業を発注した県民局農林水産事業部長あてとする。

(説明の請求に対する回答)

第8条 県民局長は、前条の規定による説明を求められたときは、求められた内容についての回答を別記様式第5「森林整備作業成績評定結果説明書」により速やかに行わなければならない。

2 県民局長は、前項の規定により回答するときは、回答する内容について農林水産部関係建設工事成績評定委員会に意見を求めることが出来る。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか評定及び通知に関し必要な事項は、その都度定める。

附則

(施行期日)

この要領は、平成26年 8月 1日から施行する。

(経過措置)

この要領は、改めて通知するまでは試行とし、その期間において第7から第10までの規定は適用しない。

附則

(施行期日)

この要領は、平成28年 4月 1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成29年4月 1日から施行する。

なお、平成26年8月1日の経過措置は、本通知をもって廃止する。

考査項目	細別	A	B	C	D	E
		施工体制が適切である	施工体制がほぼ適切である	他の評価に該当しない	施工体制がやや不適切である	施工体制が不適切である
1 施工体制	① 施工体制一般	<p>○評価対象項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施工計画書を着手前に提出している 2 施工計画書(変更)を着手前に提出している 3 施工計画書の内容と現場の実行体制が一致している 4 資材等の使用承認願及び使用報告書の提出が適時的確に行われている 5 下請届が下請作業着手前に提出され、届出内容どおりに現場が施工されていることが確認できる 6 元請が下請の作業成果を検査している 7 労働者が退職金共済制度(林退共等)に加入していることが確認できる 8 現場代理人及び技術職員は、契約後速やかに届けられている 9 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである 10 仕様書や指示による標識を現場の見やすい場所に掲示し、内容に間違いはない 11 その他() <p>○判断基準</p> <p>評価値が90%以上・・・・・・・・・・A 評価値が80%以上90%未満・・・・・・・・B 評価値が80%未満・・・・・・・・・・C</p> <p>補足</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する ③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④ 削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする </div>			<p>施工体制一般に関して、監督員が文書による改善指示を行った</p>	<p>施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった</p>

考査項目	細別	A	B	C	D	E
		技術者の配置が適切である	技術者の配置がほぼ適切である	他の評価に該当しない	技術者の配置がやや不適切である	技術者の配置が不適切である
1 施工体制	② 配置技術者 (現場代理人等)	<p>○評価対象項目 (全体を評価する項目)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 作業に必要な法令等に基づく資格等を有する者を選任及び配置している 2 施工に先立ち、創意工夫又は提案を持って工事を進めている (現場代理人を評価する項目) 3 常駐して作業全体を把握し、良好な施工に努めている 4 現場代理人として監督員との連絡調整が速やかに書面で行なわれている 5 設計図書と現場との相違があった場合は、監督員と協議するなどの必要な対応を行っている 6 監督員への報告を適時的確に行っている (技術職員を評価する項目) 7 書類を仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している 8 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している 9 施工上の課題となる条件(作業環境、気象、地質等)への対応を図っている 10 作業全体を把握し、技術的半断が優れ、良好な施工に努めている 11 下請の施工体制及び施工状況を把握し、適切な技術指導を行っている 12 技術職員が、明確な根拠に基づいて技術的な半断を行っている 13 その他() <p>○判断基準及び補足は1の①施工体制一般と同じ</p>			配置技術者に関して、監督員が文書による改善指示を行った	配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった

運用表別紙-1

考査項目別運用表

(監督員)

考査項目	細別	A	B	C	D	E	
		施工管理が適切である	施工管理がほぼ適切である	他の評価に該当しない	施工管理がやや不適切である	施工管理が不適切である	
2 施工状況	① 施工管理	<p>○評価対象項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約書第18条第1項第1号から5号に係わる設計図書の照査を行い、監督員の確認を受けて施工を行っている 2 施工計画書と現場の施工方法が一致している 3 施工計画書が、設計図書や現場条件を反映したものとなっている 4 現場条件の変化に対して、適切に対応している 5 作業材料の品質に影響が無いよう保管している 6 作業材料の使用及び調達計画が十分になされ、管理されている 7 日常の出来形管理を設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている 8 日常の品質管理を設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている 9 段階確認の立会申請を適切な時期に行っている 10 写真等施工記録は工種毎・施工順等一連に整備される等適時的確に行っている 11 工事打合せ簿を不足無く整理している 12 現場内の整理整頓を日常的に行っている 13 作業全般において、低振動型、排出ガス対策型の機械及び車両を使用している 14 その他（ ） <p>○判断基準及び補足は1の①施工体制一般と同じ</p>			<p>施工管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った</p>		<p>施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった</p>

運用表別紙-1

考査項目別運用表

(監督員)

考査項目	細別	A	B	C	D	E	
		工程管理が適切である	工程管理がほぼ適切である	他の評価に該当しない	工程管理がやや不適切である	工程管理が不適切である	
2 施工状況	② 工程管理	<p>○評価対象項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している 2 実工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程管理が行われている 3 植栽や下刈等の適期に配慮した上で、進捗を早めるための取組を行っている 4 休日の確保を図るとともに時間外作業もほとんど無い 5 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない 6 施工時期等工期的な制約がある場合において、対応が適切で大きな遅延がなかった 7 その他（ ） <p>○判断基準及び補足は1の①施工体制一般と同じ</p>			<p>工程管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った</p>		<p>工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった</p>

運用表別紙-1

考査項目別運用表

(監督員)

考査項目	細別	A	B	C	D	E
		安全対策が適切である	安全対策がほぼ適切である	他の評価に該当しない	安全対策がやや不適切である	安全対策が不適切である
2 施工状況	③ 安全対策	<p>○評価対象項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 安全教育及び安全訓練等を半日/月以上実施し、記録が整備されている 2 安全意識の高揚のため、現場に安全旗等を設置している 3 受注者が安全パトロールを1回/月以上実施し、記録が整備されている 4 安全パトロールの指摘事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者には正報告している 5 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されている 6 使用機械の整備がなされ、適切に管理されている 7 M払機・チェーンソー等の機械の使用にあたって、かかり木対策を含め安全対策（防振・防音・作業時間等）がとられている 8 安全巡視、TBM（安全対策ミーティング）、KY（危険予知対策）等を実施し、記録が整備されている 9 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった 10 チェーンソー等の使用に際して、誘導員配置や作業員同士の行動範囲の分離措置がなされている 11 その他（ ） <p>○判断基準及び補足は1の①施工体制一般と同じ</p>			安全対策に関して、監督員が文書による改善指示を行った	安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった

運用表別紙-1

考査項目別運用表

(監督員)

考査項目	細別	A	B	C	D	E
		対外関係が適切である	対外関係がほぼ適切である	他の評価に該当しない	対外関係がやや不適切である	対外関係が不適切である
2 施工状況	④ 対外関係	<p>○評価対象項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 関係官公庁等との調整を行い、トラブルの発生が無い 2 地元住民等との調整を行い、苦情やトラブルの発生が無い 3 第三者からの苦情がなかった、若しくは、苦情に対して適切な対応を行っている 4 関係工事等との調整を行い、円滑な進捗に取り組んだ 5 必要により立入禁止の標示等の規制措置を行った 6 作業の目的や内容を看板等により現地で分かりやすく周知している 7 その他（ ） <p>○判断基準及び補足は1の①施工体制一般と同じ</p>			対外関係に関して、監督員が文書による改善指示を行った	対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった

考査項目	細別	A	B	C	D	E
3 出来形及び出来ばえ	① 出来形管理	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのバラツキが規格値の概ね50%以内である	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのバラツキが規格値の概ね80%以内である	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、A、Bに該当しない	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った	契約書第17条に基づき、監督員が改善請求を行った
		<ol style="list-style-type: none"> 1 出来形は、作業全般を通じて評定するものとする 2 出来形とは、設計図書に示された作業目的物の形状及び寸法をいう 3 出来形管理とは、測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である 4 出来形管理項目を設定していない作業は「C」評価とする 				

考査項目	細別	A	B	C	D	E
		品質管理が適切である	品質管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	品質管理がやや不適切である	品質管理が不適切である
3 出来形及び出来ばえ	② 品質管理	<p>○評価対象項目 (共通)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 作業前後の写真が同じ位置から撮られ、作業実施が明確に判断できる 2 作業前後の写真が黒板を入れ、日付等が明確に確認できるように撮影されている 3 写真撮影位置を明示した縮小平面図が添付されている (作業中写真等は除く。) 4 写真の撮影等に独自の工夫がなされ資料として優れている 5 広い範囲の作業終了が確認できるよう配慮し撮影されている 6 作業中写真で作業手順や作業実施が明確に把握できよう工夫されている 7 作業状況写真で装備、作業方法など安全対策が適切に行われていることが確認できる 8 その他 () <p>(植栽関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 9 植栽間隔、植穴寸法などが確認できる写真が整備されている 10 苗木、肥料などの数量、規格などが確認できる写真が整備されている 11 写真で苗木、肥料などの現地管理が適切に行われていることが確認できる <p>(簡易施設関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 12 作業前後の写真が全体を確認できるよう工夫して撮影されている 13 作業中写真が施工の過程が明確に確認できるよう工夫されている 14 設計どおりの形状 (垣高、垣間隔、延長、高さ、幅など) で施工されていることが写真で確認できる 15 材料写真で資材が設計の規格、数量で現場に搬入されたか確認できる <p>(本数調整伐、除伐関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 16 標準地写真の中心になる伐採木の番号が確認できるよう工夫して撮影されている。(本数管理の場合) 17 写真で伐倒木の処理状況が確認できる <p>(下刈関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 18 作業前後の写真が施工地全体の確認ができるよう工夫して撮影されている 19 作業前写真は被害程度が判るよう撮影され、作業後写真はつるが除去されたことが確認できるように撮影されている <p>(枝落し関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 20 写真で枝下高が確認できるよう撮影されている 21 切り落とした枝の切り口や切位置が確認できる写真が添付されている <p>※評価は主たる工種で行う ○判断基準 評価値が80%以上・・・・・・・・A 評価値が60%以上80%未満・・・・・・B 評価値が60%未満・・・・・・・・C ※補足は1の①施工体制一般と同じ</p>			品質管理の測定方法等が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った	契約書第17条に基づき、監督員が改善請求を行った

考査 項目	細 別	工 夫 事 項
5 創意 工夫	① 創意工夫	<p>(施工)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫 2 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫 3 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫 4 現場作業員の技術向上に関する研修、講習会等の積極的な開催 5 土工や簡易工作物の設置等の施工に関する工夫 6 運搬車両や施工機械等に関する工夫 7 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた作業 8 その他 () <p>(品質)</p> <ol style="list-style-type: none"> 9 独自の管理基準を設定する等の品質管理に関する工夫 10 作業記録写真の撮影方法・編集方法に関する工夫 11 その他 () <p>(安全衛生)</p> <ol style="list-style-type: none"> 12 安全を確保するための仮設備等に関する工夫 (落下物、墜落、転落、挟まれ、看板、立入禁止柵等) 13 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫 14 現場事務所、作業員休憩所等の施設及び設備に関する工夫 15 厳しい作業環境の改善に関する工夫 16 環境保全に関する工夫 17 その他 () <p>(内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する 2. 該当する数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい(1項目3点まで) 3. 全体で最大7点の範囲の加点評価とする 4. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する <p>【運用】 創意工夫においては、施工計画書にそのことが記載され、又は事前受注者から自主的に資料が提出され、それらの項目が該当すると判断し施工等に反映されていた場合に評価する</p>

運用表別紙-1

考査項目別運用表

(作業担当課長)

考査項目	細別	A	B	C	D	E
		工程管理が優れている	工程管理がやや優れている	他の評価に該当しない	工程管理がやや劣っている	工程管理が劣っている
2 施工状況	② 工程管理	<p>※該当項目を現場への臨場、実施工程表、工事履行状況報告書及び施工体制書類をもとに総合的に判断して評価する</p> <p>○評価対象項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 隣接する他の工事等との工程調整に取組、遅れを発生させることなく作業を完成させた 2 適切な工程管理により、休日作業等の回避を行い、地域住民に好印象を与えた 3 配置技術者等の工程管理に係る積極的な取り組みが見られた 4 施工時期等工期的な制約がある場合において、余裕を持って完成させた 5 作業場소가広範囲に及ぶ場合において、工程管理が適正で余裕を持って完成させた 6 地元及び関係機関との調整に取組、遅れを発生させることなく工事を完成させた 7 その他 () <p>○判断基準</p> <p>上記該当項目を総合的に判断して、A、B、C、D、E評価を行う</p>				

運用表別紙-1

考査項目別運用表

(作業担当課長)

考査項目	細別	A	B	C	D	E
		安全対策が優れている	安全対策がやや優れている	他の評価に該当しない	安全対策がやや劣っている	安全対策が劣っている
2 施工状況	③ 安全対策	<p>※該当項目を現場への臨場、作業写真及び安全衛生関係書類をもとに総合的に判断して評価する</p> <p>○評価対象項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ 2 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ 3 特殊健康診断を受診させる等の対策を行っている () 4 労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった 5 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ 6 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ 7 安全対策に係る取組が地域から評価された 8 その他 () <p>○判断基準</p> <p>上記該当項目を総合的に判断して、A、B、C、D、E評価を行う。</p>				

考査項目	細別	対 応 事 項
4 作業特性	① 施工条件等への対応	<p>I 構造物等の特殊性への対応</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な作業(胸高直径が著しく大きいものや重心が著しく偏っている林分、又は、下層植栽のある本数調整伐) 2 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する作業(湿地・特殊土壌等のため、植栽方法に特に留意を要する植栽工、又は、被圧植物の生長が旺盛等で誤伐に特に留意を要する下刈) 3 その他() <p>※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。</p> <p>II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応</p> <ol style="list-style-type: none"> 4 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響を配慮する作業(境界確認、複雑な土地境界に対し、留意して実施する作業) 5 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける作業(自然環境保全のため、林地の保全、下層木等の生長に支障とならないよう留意して伐採集積をする作業) 6 周辺住民等に対する騒音・振動等を特に配慮する作業(人家・道路等の保全のため、伐採方法や集積方法に特に留意する) 7 現道上での交通規制に大きく影響する作業 8 緊急時に対応が特に必要な作業 9 施工箇所が広範囲にわたる作業(作業箇所が複数の大字に分散する作業) 10 その他() <p>※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。</p> <p>III 厳しい自然・地盤条件への対応</p> <ol style="list-style-type: none"> 11 特殊な地盤条件への対応が必要な作業(急峻な地形が多数を占める作業、又は、転石や切株等が多く制約を受けながらの作業をする作業) 12 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな作業 13 急峻な地形及び土石流危険渓谷内での作業(急峻な地形直下での作業のため、安全対策を必要とした作業、又は、山腹崩壊危険斜面に指定された区域内における作業) 14 動物等々の自然環境の保全に特に配慮しなければならぬ作業(イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた作業) 15 その他() 現場までの往復に相当の時間を要する場合 <p>※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。</p> <p>IV 長期作業における安全確保への対応</p> <ol style="list-style-type: none"> 16 12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事(全面一時中止期間を除く) <p>※但し、文書注意に至らない事故を除く</p> <ol style="list-style-type: none"> 17 その他() <p>※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする</p> <p>(内容)</p> <p>※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。 ※2. 評価にあたっては、監督員の意見も参考に評価する ※3. 他の作業と比較して難度が特に高い作業を評価する</p>

考査項目	細別	A	B	C
		地域への貢献度が優れている	地域への貢献度がやや優れている	他の評価に該当しない
6 社会性等	① 地域への貢献等	<p>※該当項目を現場への臨場、作業写真及びその他関係書類などをもとに総合的に判断して評価する。</p> <p>○評価対象項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ 2 現場事務所や作業現場を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った 3 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った 4 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した 5 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った 6 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救護活動への積極的な協力を行った 7 県内産資材の優先使用及び県内下請業者の優先活用に取り組んだ 8 その他 () <p>※上記該当項目を総合的に判断して、A、B、C評価を行う (A・Bの評価については細分化した点数で総合的に評価する)</p>		

法令遵守等の該当項目一覧表

考 査 項 目																				
7 法令遵 守等	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="259 331 987 355">措 置 内 容</th> <th data-bbox="996 331 1111 355">点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="259 362 987 386">1 指名停止4ヶ月以上</td> <td data-bbox="996 362 1111 386">- 20点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="259 392 987 416">2 指名停止3ヶ月以上4ヶ月未満</td> <td data-bbox="996 392 1111 416">- 15点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="259 422 987 446">3 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td> <td data-bbox="996 422 1111 446">- 13点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="259 453 987 477">4 指名停止1ヵ月以上2ヶ月未満</td> <td data-bbox="996 453 1111 477">- 10点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="259 483 987 507">5 文書注意</td> <td data-bbox="996 483 1111 507">- 8点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="259 513 987 537">6 口頭注意</td> <td data-bbox="996 513 1111 537">- 5点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="259 544 987 590">7 作業関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合</td> <td data-bbox="996 544 1111 590">- 3点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="259 596 987 643">8 その他 (理由)</td> <td data-bbox="996 596 1111 643">- 点</td> </tr> </tbody> </table>	措 置 内 容	点数	1 指名停止4ヶ月以上	- 20点	2 指名停止3ヶ月以上4ヶ月未満	- 15点	3 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	- 13点	4 指名停止1ヵ月以上2ヶ月未満	- 10点	5 文書注意	- 8点	6 口頭注意	- 5点	7 作業関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	- 3点	8 その他 (理由)	- 点	
措 置 内 容	点数																			
1 指名停止4ヶ月以上	- 20点																			
2 指名停止3ヶ月以上4ヶ月未満	- 15点																			
3 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	- 13点																			
4 指名停止1ヵ月以上2ヶ月未満	- 10点																			
5 文書注意	- 8点																			
6 口頭注意	- 5点																			
7 作業関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	- 3点																			
8 その他 (理由)	- 点																			
	<p>① 本考查項目で評価する事例は、「施工にあたって作業関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合」に適用する</p> <p>② 「施工」とは、請負契約書の記載内容（作業名、工期、作業場所等）を履行することに限定する</p> <p>③ 「作業関係者」とは、当該作業現場に從事する現場代理人、技術職員、請負者の現場従事職員及び当該作業にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する</p>																			
	<p>(上記で評価する場合の適応事例)</p>																			
	<p>1 岡山県森林整備作業入札参加資格者に係る指名停止等要領に基づき、当該作業工事について、県から指名停止等の措置を受けた場合</p>																			
	<p>2 下請届け等が不備で、監督員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった</p>																			

考査項目	細別	A	B	C	D	E
2 施工状況	① 施工管理	<p>○評価対象項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約書第18条第1項第1号から5号に係わる設計図書の照査を行い、監督員の確認を受けて施工を行っている 2 施工計画書が作業着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる 3 作業期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる 4 現場条件又は計画内容に重要な変更が生じた場合は、その都度当該作業着手前に変更計画書を提出していることが確認できる 5 作業材料の品質に影響が無いよう作業材料を保管していることが確認できる 6 下請届け及び施工体系図等を法令等に沿った内容で的確に整備していることが確認できる 7 段階確認の立会申請を適切な時期に行っている 8 下請けに対する引き取り検査を書面で実施していることが確認できる 9 作業関係書類を不足無く簡潔に整理している 10 受注者の管理基準に基づき管理している 11 その他 () <p>○判断基準及び補足は1の①施工体制一般と同じ</p>			<p>施工管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った</p>	<p>施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった</p>

考査項目	細別	A1	A2	B1	B2	C	D	E
3 出来形及び出来ばえ	① 出来形	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのバラツキが規格値の概ね50%以内で、下記の「評定対象項目」の4項目以上が該当する	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのバラツキが規格値の概ね50%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのバラツキが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのバラツキが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の2項目以上が該当する	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、A1～B2に該当しない	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が補修指示を行った
		<p>○評価対象項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表に工夫していることが確認できる 2 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる 3 不可視部分の出来形が写真で判断できる 4 写真管理基準の管理項目を満足している 5 出来形管理基準が定められていない工種について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる 6 その他 () <p>補足</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①出来形は、作業全般を通じて評定するものとする。</p> <p>②出来形とは、設計図書に示された作業目的物の形状及び寸法をいう。</p> <p>③ 出来形管理とは、測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。</p> <p>④ 出来形管理項目を設定していない作業は「C」評価とする。</p> </div>						

考査項目	細別	A1	A2	B1	B2	C	D	E
		品質管理が優れている	品質管理がB1より優れている	品質管理がやや優れている	品質管理がCより優れている	他の評価に該当しない	品質管理がやや劣っている	品質管理が劣っている
3 出来形及び出来ばえ	② 品質	<p>○評価対象項目 (共通)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 仕様書で定められている品質管理が実施されている 2 材料の品質規定証明書が整備されている 3 施工時期が適切である 4 その他 () <p>(植栽関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 5 苗木の出荷元が整備されている 6 植栽木の仮植、活着管理等が適切に行われている 7 植穴は規格どおり施工され、植栽間隔は現地状況を反映し適切に行われている 8 樹木等に損傷、鉢崩れ等が無く保護養生が適切に行われている 9 樹木等の生育に害のある害虫等がないことが確認できる 10 余剰枝の剪定、その他必要な手入れが行われている 11 肥料が直接樹木の根にふれないよう、設計数量が均一に施肥されている 12 地植えは地際から刈払い、伐倒し、植栽の支障にならないよう適切に処理されている。また、滑落、移動の防止や残存木にかからない等、適切に行われている 13 地植えの柵藪は谷部(凹地形)に配置せず、高さも適切である。 14 支柱の取付がきめ細かく施工され堅固である 15 植穴内に根茎、石れき等が混入していないことが確認できる 16 深植え又は浅植えをしていないことが確認できる <p>(簡易施設)</p> <ol style="list-style-type: none"> 17 階段工、丸太筋工、土のう筋工、植生帯筋工は、等高線状に配置されている 18 階段工は、設計以上の階段幅で概ね幅がそろっている 19 階段工の階段上は、概ねフラットに仕上がっている 20 丸太筋工の丸太連結箇所は、隙間なく施工されている 21 丸太筋工の連結鉄金具は、よく絞められ端の処理もきれいに出来ている 22 丸太筋工の横材は、水平に隙間なく施工されている 23 土のう筋工の土のうは、形よく施工されている 24 土のう筋工、植生帯筋工の資材は、破損なく施工されている 25 使用する材料が設計図書の仕様を満足していることが確認できる 					品質管理の測定法又は測定値等が不適切であったため、監督員が文書による改善指示を行い改善された	品質管理の測定法又は測定値等が不適切であったため、検査員が修補指示を行った

考査項目	細別	A1	A2	B1	B2	C	D	E
		品質管理が優れている	品質管理がB1より優れている	品質管理がやや優れている	品質管理がCより優れている	他の評価に該当しない	品質管理がやや劣っている	品質管理が劣っている
3 出来形及び出来ばえ	② 品質	<p>(本数調整伐、除伐)</p> <p>26 選木が適正に行われている</p> <p>27 全体的なバランスよく伐採され、伐採箇所は地際に近いところで行われている</p> <p>28 設計図書に基づき枝払い、玉切り、片付けが適正に行われている</p> <p>29 残存木に損傷がない</p> <p>30 溪流内への伐採木の処理がない</p> <p>31 植栽木が健全に成長するために必要な生育空間確保されている</p> <p>32 残存本数管理が適切に行われている</p> <p>33 伐倒木が適切に残置され移動しないように処理されている</p> <p>34 植栽木こつる等が巻き付いていない</p> <p>35 今後の作業の支障にならないよう地際から伐採されている</p> <p>(下刈り)</p> <p>36 規定の高さで刈り取られるとともに刈り高が整っている</p> <p>37 植栽木、有用樹木が損傷しないよう適切に施工されている</p> <p>38 植栽木及び有用樹木に着生するつる類が根元より適切に処理されている</p> <p>39 植栽木の周辺は手刈りされている (枝落し)</p> <p>40 枝は樹幹に沿って平割に切られている</p> <p>41 落とした枝は林内の作業に支障とならない程度に整理されている</p> <p>42 指定された高さまで切り落とされている</p> <p>43 対象木が適正に選木されている</p> <p>44 力枝が残置されている</p> <p>※評価は主たる工種で行う</p> <p>○判断基準</p> <p>評価値が90%以上・・・・・・A1</p> <p>評価値が80%以上90%未満・・・・・・A2</p> <p>評価値が70%以上80%未満・・・・・・B1</p> <p>評価値が60%以上70%未満・・・・・・B2</p> <p>評価値が60%未満・・・・・・C</p> <p>補足</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>④ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>⑤ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。</p> </div>						

考査項目	細別	A	B	C	D
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3 出来形及び出来ばえ	③ 出来ばえ	<p>○評価対象項目 (共通)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 全体的に作業が丁寧で美観が良い 2 作業がムラなく均一に行われている 3 林地保全や植生保全に配慮している 4 その他 () (植栽関係) 5 植栽間隔がバランスよく植栽されている 6 苗木は健全に生育したもので、規格にばらつきがない 7 苗木の生育に支障となる笹、灌木類は除去されている (簡易施設) 8 階段工、丸太筋工等の通りが良い 9 階段工、丸太筋工等の天端や端部の処理が良い 10 地形に馴染むように施工している 11 材料の連結、かみ合わせが良い 12 伐倒木を利用した丸太筋工等が仕上げよい 13 土のう筋工の土のうは、形よく施工されている (本数調整伐、除伐) 14 林内がほおびぬきれいに整理されている 15 かかり木等を適正に処理している 16 作業に支障となる下層木等の処理が行われている 17 伐倒木の伐採高が適切である 18 伐倒木、枝条等が適切に処理されている 19 残存木が健全で、密度が均一な状況で良好な生育が期待できる (下刈り) 20 生育に支障となる地被物が植栽木の周りから刈払われている 21 刈り払い物は、植栽木にかからないよう適切に整理されている 22 植栽木に目印を付け誤伐防止に取り組んでいる 23 植栽木の周辺等に刈り残しが無いように仕上げられている (枝落し) 24 暴れ枝の処理、整理が適切に行われている 25 残枝が残らないように枝が切断されている 26 樹幹を傷つけていない <p>※評価は主たる工種で行う</p> <p>判断基準 該当項目を総合的に判断して、A、B、C、D評価を行う</p>			

細目別評定点採点表

項目	細別	① 監督員	② 作業担当課長	③ 検査員 (既済・中間)	④ 検査員 (完成)	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	① 施工体制一般	×0.4+2.9=				3.3 点	
	② 配置技術者	×0.4+2.9=				4.1 点	
2. 施工状況	① 施工管理	×0.4+2.9=		×0.4+6.5 点	×0.4+6.5 点	13.0 点	
	② 工程管理	×0.4+2.9=	×0.2+3.2=			8.1 点	
	③ 安全対策	×0.4+2.9=	×0.2+3.3=			8.8 点	
	④ 対外関係	×0.4+2.9=				3.7 点	
3. 出来形及び 出来ばえ	① 出来形	×0.4+2.8=		×0.4+6.5 点	×0.4+6.5 点	14.9 点	
	② 品質	×0.4+2.9=		×0.4+6.5 点	×0.4+6.5 点	17.4 点	
	③ 出来ばえ			×0.4+6.5 点	×0.4+6.5 点	8.5 点	
4. 工事特性	① 施工条件等 への対応		×0.2+3.3=			7.3 点	
5. 創意工夫	① 創意工夫	×0.4+2.9=				5.7 点	
6. 社会性等	① 地域への貢献度		×0.2+3.2=			5.2 点	
8. 法令遵守			×1.0=			0.0 点	
評定点合計						100.0 点	

* 既済(中間)検査があった場合 (①+②+③×0.5+④×0.5) = 細目別評定点(既済、中間検査が2回以上の場合は、③を平均する。)

* 既済(中間)検査がなかった場合 (①+②+④) = 細目別評定点

* 得点割合は、細目別評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

森林整備作業成績評定表

平成 年 月 日

課・局・事務所名)

岡山県 県民局

農林水産事業部

工 事 番 号			
工 事 名			
契 約 金 額	当 初	円	
	最 終	円	
工 期	当 初	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
	最 終	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
完 成 年 月 日	平成 年 月 日		
完 成 検 査 年 月 日	平成 年 月 日		
請 負 者			
現 場 代 理 人 氏 名			
主任又は監理技術者氏名			
完成検査検査員職氏名	印		
評 定 点 計	点		
法 令 遵 守 等	点		
評 定 点 合 計	() 点		

1 森林整備作業番号及び森林整備作業名

〒
(所在地)

(商号又は名称)

(代表者氏名) 殿

岡山県 県民局長 印

2 工 期
平成 年 月 日 から
平成 年 月 日 まで

森林整備作業成績評定結果通知書

貴者が受注した作業について、森林整備作業成績評定及び通知要領に基づき、評定結果を通知します。

なお、評定の結果については、この書面を受け取った日から起算して14日（「休日」を除く。）以内に、当職に対して書面により、説明を求めることができます。

説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は右記のとおりです。

3 完成検査年月日
平成 年 月 日

4 評 定 点 点

項目別評定点は、別表1のとおり

5 現 場 代 理 人 等
現場代理人
技 術 職 員6 説明請求書類送付先
〒
住所岡山県 県民局
農林水産事業部長あて7 手続き問い合わせ先
〒
住所岡山県 県民局
農林水産事業部森林整備課 班
TEL 内線

別表 1

項目別評定点

森林整備作業番号：

森林整備作業名：

1. 施工体制	① 施工体制一般	／ 3.3点
	② 配置技術者	／ 4.1点
2. 施工状況	① 施工管理	／ 13.0点
	② 工程管理	／ 8.1点
	③ 安全対策	／ 8.8点
	④ 対外関係	／ 3.7点
3. 出来形及び出来ばえ	① 出来形	／ 14.9点
	② 品質	／ 17.4点
	③ 出来ばえ	／ 8.5点
4. 工事特性	① 施工条件等への対応	／ 7.3点
5. 創意工夫	① 創意工夫	／ 5.7点
6. 社会性等	① 地域への貢献等	／ 5.2点
7. 法令遵守等		
評定点合計		／ 100.0点

〒
(所在地)

(商号又は名称)

(代表者氏名) 殿

岡山県 県民局長 印

森林整備作業成績評価結果説明書

平成 年 月 日付け により、貴者より請求
 のありました森林整備作業の成績評価結果に対する説明請求について、次
 のとおり回答いたします。

記

1 森林整備作業番号及び森林整備作業名

2 工期

平成 年 月 日 から
平成 年 月 日まで

3 完成検査年月日

平成 年 月 日

4. 説明	説明項目	説明	明
	①施工体制		
	②施工状況		
	③出来形及び品質・ 出来ばえ		
	④その他		